

議案第5号

岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこれに伴う岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこれに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約において、所要の整備を行うものである。

別紙

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合	

別表第2第1号中「、紫波、稗貫衛生処理組合」を削る。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。